

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《厚生年金基金関連》

平成23年10月6日

財政運営基準等の見直し案の追加および修正について

本日、平成23年7月14日に公開された「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」に寄せられた意見及び回答が公表されました。この結果と平成23年以降の国内外の運用環境等の悪化を受け、見直し案の追加および修正が「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」として、同日付で追加のパブリックコメント手続きにより公開されました。

以下に厚生年金基金制度に関する主な事項の概要をご案内いたします。詳細につきましては、厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/public/) をご参照下さい。

(1) 掛金引上げ猶予措置<公布日から>

- ・ 財政計算の結果、平成24年4月1日以降に掛金の引上げが必要となる基金（指定基金を除く。）に対して、平成25年4月1日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。
- ・ ただし、本来掛金を引き上げるべき日の前日までに、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることを猶予の要件とする。

(2) 予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例<公布日から>

- ・ 平成25年4月1日までの間に、予定利率の引下げに伴い給付設計の変更を行う旨の規約変更を行う場合には、当該規約変更の計算基準日時点の不足金について、掛金引上げの留保を可能とする。
- ・ ただし、当該規約変更を行った後は、原則どおり、財政運営基準に基づき財政運営を行うものとする。

(3) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し<平成24年度決算から>

- ・ 最低責任準備金調整額の算定方法について、平成11年9月に遡って期ズレが解消されたとして計算した額から最低責任準備金を控除する現行の方法を、直近決算により確定した最低責任準備金とその後1年9か月間適用される厚生年金の運用利回りから期ズレの影響額を計算する以下の方法に見直す。

【見直し後の計算方法】

最低責任準備金調整額

= 当該事業年度末における最低責任準備金

× { (1 + 前事業年度における厚生年金運用利回り × 9 / 12)

× (1 + 当該事業年度における厚生年金運用利回り) - 1 }

仮に、平成 22 年度決算において見直し後の計算方法を用いて最低責任準備金（継続基準）を計算すると以下の通りとなります。

【例示】

平成 22 年度決算の最低責任準備金（継続基準）
＝平成 22 年度決算の最低責任準備金＋平成 22 年度決算の最低責任準備金調整額
＝平成 22 年度決算の最低責任準備金×{ (1+0.0754×9/12) × (1-0.0026) }
＝平成 22 年度決算の最低責任準備金×1.0538

見直し後においては、平成 11 年 9 月に遡って期ズレを解消することはせずに、直近の未反映の厚生年金運用利回りのみを考慮することになるため、最低責任準備金（継続基準）は見直し前よりも大きく計算されることとなります。

（４）非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し

＜平成 24 年度財政検証から＞

- ・ 非継続基準抵触に伴い抛出すべき掛金（特例掛金）の額の計算に用いる資産額について、時価の変動を平滑化した数理上資産額を用いることを可能としていたが、時価ベースの純資産額のみを用いることとする。

（５）廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し

＜平成 24 年度財政検証から＞

- ・ 回復計画は即時廃止とはせず、平成 28 年度の財政検証まで掛金対応を可能とする 5 年間の経過措置期間を設けることとするが、回復計画に実効性を持たせるため、計画の作成に用いる前提の一部を見直す。

- ・ 最低責任準備金の予測に用いる利率については、厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り（実績が判明している場合は、その利率）を下回らないものとする。
- ・ 年金資産の予測に用いる利率は運用実績の過去 5 事業年度平均又は回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率のうちいずれか大きい率とする。
- ・ 加入員数は、過去 5 事業年度の実績を用いて適切に見込むこととする。

（６）非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討＜公布日から＞

- ・ 平成 24 年度決算から開始する非継続基準の積立基準の引上げスケジュールについては、今後の経済情勢や企業年金制度を取り巻く環境等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとし、その旨の規定を置く。

（７）指定基金健全化計画承認基準の見直し＜公布日から＞

- ・ 指定基金健全化計画承認基準については、前回意見公募に係る見直しに加えて、以下のとおり、目標達成のための具体的措置を計画の内容とするよう 承認基準を明確化するとともに、添付書類等の簡素化を図り、提出時期を弾力化する。
- ・ 併せて、平成 22 年度以前に指定された 既指定基金 についても、見直し後の基準に基づき、計画の変更を求めることとする（提出期限は平成 24 年 2 月末とするが、提出困難

な場合は、その旨を地方厚生（支）局長に報告した上で、平成24年9月末までに提出すればよいこととする。

- ① 目標達成のために必要な具体的措置については、給付設計に関する事項、適用に関する事項、負担に関する事項、業務に関する事項及びその他の事項ごとに改善措置の内容及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とする。なお、上記改善措置の内容及び実施時期については、基金及び設立母体の実情や具体的措置を実施するために必要な期間等を考慮し、その見込みについて記載することも可能とする。
- ② 指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生（支）局長に報告した上で、指定年度の翌年度の9月末日までに提出すればよいこととする。
- ③ ①の具体的措置の実施が見込まれ、具体的な措置に基づく財政の見通しにおいて基金の財政の健全化が見込まれる場合に、健全化計画の承認を行うこととする。
- ④ 厚生労働大臣が健全化計画の変更を求める場合の提出期限について、変更を求めた日の翌日から起算して3か月後の日が属する月の月末から、変更を求める際に期限を定めることに見直す。
- ⑤ 健全化計画実施年次報告書（別添様式5）については、指定年度に係るものから提出することとする。
- ⑥ 健全化計画の様式（別添様式2）中において以下の事項を削除する。
 1. 財政に関する事項
 2. 業務に関する事項
 3. 歴代代議員・理事等名簿
 4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見直し

以下、（8）から（10）は「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」に寄せられた意見及び回答から判明した事項です。

（8）免除保険料率の見直し時期について

- ・ 財政再計算を行った場合、加入員数の大幅変動により財政計算を行った場合には、現行通り、免除保険料率の見直しも行う。（つまり、今回見直しは行なわない。）

（9）財務諸表の簡素化・透明化＜平成24年度決算から＞

- ・ 財務諸表上は、資産評価調整額を廃止するが、代行部分の債務は従来通り最低責任準備金（継続基準）とする。但し、最低責任準備金調整額の計算方法を見直す。（上記（3）ご参照。）
- ・ 責任準備金の内訳（未償却過去勤務債務残高と数理債務）は貸借対照表の欄外に記載することとする。

（10）非継続基準の見直し＜平成24年度財政検証から＞

- ・ 積立比率に応じて掛金を設定する方法では、翌年度の最低積立基準額の増加見込額の対象から代行部分を外し、併せて追加拠出額を計算する際に比較する翌年度の掛金から免除保険料分を控除することとする。

修正を反映した改正案の概要は、以下の通りです。

①財政決算

<貸借対照表の見直しイメージ>

現行		平成 24 年度財政決算以降	
流動資産	流動負債 支払備金	流動資産	流動負債 支払備金
固定資産	数理債務	固定資産	責任準備金
資産評価調整額	最低責任準備金 (継続基準)	基本金 (不足)	基本金 (剰余)
未償却過去勤務債務残高			
基本金 (不足)	基本金 (剰余)		

※ 欄外に責任準備金の内訳を明記

【現行】 責任準備金 = 数理債務 + 最低責任準備金 (継続基準) - 資産評価調整額
 - 未償却過去勤務債務残高 (下限は最低責任準備金 (継続基準))

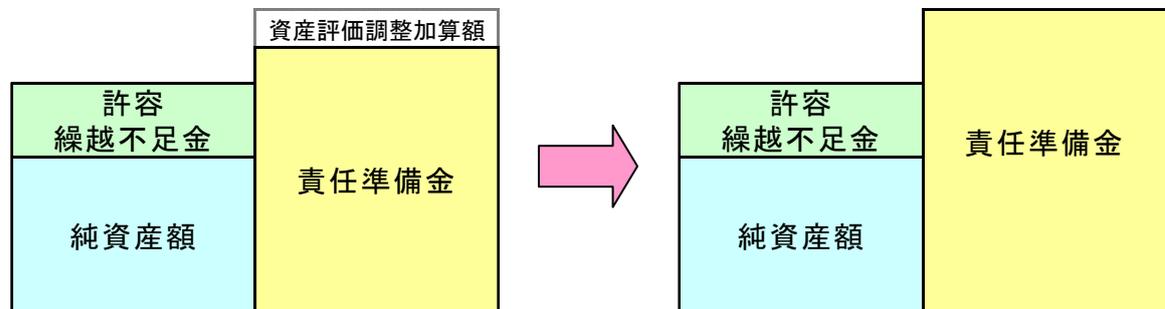
【改正案】 責任準備金 = 数理債務 + 最低責任準備金 (継続基準) - 未償却過去勤務債務残高
 (責任準備金の下限の取扱いについては未確認)

②継続基準に関する財政検証

純資産額 + 許容繰越不足金 < 責任準備金 ⇒ 掛金の見直しが必要
 (純資産額 < 責任準備金の場合、掛金の見直しが必要だが、下回った額が許容繰越不足金の範囲内であれば掛金の見直しを留保することができる。)

- | | |
|---|---|
| 現行 | 平成 24 年度財政検証以降 |
| <ul style="list-style-type: none"> 資産評価調整額を考慮して検証する。 | <ul style="list-style-type: none"> 時価基準で検証する。 財政計算 (掛金の見直し) では、<u>資産評価調整額を考慮。</u> |

<資産評価調整加算額がある場合のイメージ図>



責任準備金
 = 数理債務 + 最低責任準備金 (継続基準)
 - 資産評価調整額
 - 未償却過去勤務債務残高

責任準備金
 = 数理債務 + 最低責任準備金 (継続基準)
 - 未償却過去勤務債務残高

③ 非継続基準に関する財政検証

積立比率 (a) : 純資産額 ÷ 最低積立基準額
積立比率 (b) : 純資産額 ÷ 最低責任準備金

この2つの積立比率について検証。

現行

(a) < 1.00 (H24.3.31 までは 0.9)
または (b) < 1.05

⇒以下のいずれかの方法で掛金見直し。
いずれも数理上資産額の使用も可能。
(ア) 積立比率に応じて必要な掛金を
設定する方法

(イ) 積立水準の回復計画を作成して
積立不足を解消する方法
(資産運用利回りの上限：予定利
率)

平成 24 年度財政検証以降

(a) < 1.00 (平成 24 年度から 0.92、
0.94、…と段階的に引上げ。但し、今後
の経済情勢や企業年金制度を取り巻く
環境等を踏まえ、必要があると認めると
きは所要の検討を加え、その結果に基づ
き必要な措置を講ずる。)

または (b) < 1.05

⇒以下のいずれかの方法で掛金見直し。
数理上資産額の使用は不可。
(ア) 積立比率に応じて必要な掛金を
設定する方法

(翌年度の最低積立基準額の増
加見込額の対象から代行部分を
外し、併せて追加拠出額を計算す
る際に比較する翌年度の掛金か
ら免除保険料分を控除すること
とする。)

(イ) 積立水準の回復計画を作成して
積立不足を解消する方法
(5 年後に廃止。(平成28年度
財政検証まで使用可能。))
計画の作成に用いる前提は次
の通り。

- ・ 最低責任準備金：厚生年金
の直近の財政見通しに用
いられている予定運用利
回りを下回らないもの
- ・ 年金資産：運用実績の過去
5 事業年度の平均又は回
復計画作成時の最低積立
基準額の算定利率のい
ずれか大きい率
- ・ 加入員数：過去 5 事業年度
の実績を適切に見込む)

<ご照会先>

りそな銀行 年金信託部

東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以 上